

平成29年度大阪府相談支援従事者現任研修募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的とします。

2 受講対象者

以下の①と②の要件を満たすもの

- ① 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等において、相談支援専門員として従事している者（今後、相談支援専門員として従事予定者を含む）。
- ② 「相談支援従事者初任者研修5日課程」あるいは「障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」（以下「初任者研修等」という。）を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする者。

【現任研修受講イメージ】

初任者研修修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成18年度 ^{※1}	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～平成33年度
平成19年度 ^{※2※3}	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～平成34年度
平成20年度 ^{※3}	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	平成31年度～平成35年度
平成21年度 ^{※3}	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度	平成32年度～平成36年度
平成22年度 ^{※3}	平成23年度～平成27年度	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
平成23年度 ^{※3}	平成24年度～平成28年度	平成29年度～平成33年度	平成34年度～平成38年度
平成24年度 ^{※4}	平成25年度～平成29年度	平成30年度～平成34年度	平成35年度～平成39年度
平成25年度	平成26年度～平成30年度	平成31年度～平成35年度	平成36年度～平成40年度
平成26年度	平成27年度～平成31年度	平成32年度～平成36年度	平成37年度～平成41年度
平成27年度	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度	平成38年度～平成42年度
平成28年度	平成29年度～平成33年度	平成34年度～平成38年度	平成39年度～平成43年度

※1 平成18年度に「初任者研修」を修了した人で、平成19～23年度までに「現任研修」の1回目と、平成24～28年度までに「現任研修」の2回目を修了していない場合は、改めて「初任者研修」を受講していただく必要があります。

※2 平成19年度に「初任者研修」を修了された方で、平成20～24年度に「現任研修」の1回目を修了された方は、平成29年度末までに「現任研修」の2回目を受講していただく必要があります。

もし受講できない場合は、相談支援専門員として従事できなくなります。

※3 平成19～23年度までに「初任者研修」を修了した人で、「現任研修」の1回目を修了していない場合は、改めて「初任者研修」を受講していただく必要があります。

※4 平成24年度に「初任者研修」を修了された方で、平成25～28年度までに「現任研修」の1回目を修了していない場合は、平成29年度末までに「現任研修」を受講していただく必要があります。

もし受講できない場合は、相談支援専門員として従事できなくなります。

3 定員・研修コースと対象者

定員：112名

① 現任者コース

対象者：初任者研修等修了者であって、現に指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等で相談支援専門員（指定重度障がい者等包括支援事業所においてはサービス提供責任者）として従事している者

※ 相談支援専門員として受講者自身が作成したサービス等利用計画及びモニタリング報告書を事例として提出できる方

内容：講義1日間、演習2日間（現に相談支援専門員として従事している人向けの演習）

② 予定者コース

対象者：初任者研修等修了者であって、今後、指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等で相談支援専門員として従事予定者

※ 現に相談支援専門員として従事しているが、受講者自身がモニタリングまでおこなった事例がない方

※ 将来的に相談支援専門員に従事することに備え、更新のために受講される方

内容：講義1日間、演習2日間（今後、相談支援専門員として従事する予定の人向けの演習）

4 研修日時・会場

課程		相談支援従事者現任研修	
		現任者コース	予定者コース
第1日	講義	共通 平成29年12月11日（月） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ	
第2日	演習	現任者コース 平成30年1月16日（火） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ	予定者コース 平成30年1月23日（火） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ
第3日		現任者コース 平成30年1月17日（水） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ	予定者コース 平成30年1月24日（水） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ

※実施時間については予定ですので、当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は、受講決定時にお送りする受講決定通知でご確認ください。

【場所】全体講義、演習ともに

たかつガーデン 大阪市天王寺区東高津町7-11

【近鉄「大阪上本町」駅から徒歩約3分】

【地下鉄「谷町九丁目」駅から徒歩約7分】

5 申込方法

- ① 「応募必要書類確認書」（別紙1）の【必要書類準備確認】で必要書類を確認
↓
- ② 「受講申込書及び推薦書」に必要事項を記入
※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。
↓
- ③ 「返信用封筒（92円切手貼付）」と「相談支援従事者初任者研修（1日課程または5日課程）の修了証書の写し」
（該当者のみ「1回目及び2回目の現任研修の修了証書の写し」）を準備
※障害者ケアマネジメント従事者養成研修の修了証書の写しは不要です。
↓
- ④ 必要書類の最終確認
「応募必要書類確認書」（別紙1）の【同封確認】を行い、チェック欄にチェックを入れる。
↓
- ⑤ 申し込み書類一式を下記申込先へ郵送

申込先：〒546-0033 大阪府大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号

大阪市立早川福祉会館内

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

（研修事務局）大阪市障害者基幹相談支援センター 宛

締め切り：平成29年9月25日（月）17：00 ※必着

※ 郵送で9月25日（月）17：00までに事務局に届いた申込書のみ受付いたします。

※ 期日を過ぎた場合及び郵送でなく直接持参された場合は、一切受け付けいたしませんのでご了承ください。

6 受講費用 24,000円（税込）

※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に「振込依頼書」を同封してお送りいたします。

なお、納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※ 領収証の発行はいたしません。金融機関からの「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。

※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

7 平成29年度の研修について

- ・受講決定は先着順ではありません。
- ・平成25年度から、大阪府相談支援従事者（初任者及び現任）研修は、指定研修事業者によって実施することになりました。平成29年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は別表1のとおりです。
- ・指定研修事業者は、大阪府の定める大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領に基づいて実施するため、研修対象者及び優先順位や受講決定方法は、どの研修事業者でも同様です。
- ・先に募集している研修事業者へお申し込みされた場合、その受講の可否が決定するまで、次の研修事業者への申し込みをしないようお願いいたします。先に募集している研修事業者から、受講不可通知が届いた時点で、次の研修事業者にお申し込みください。

〈現任研修〉

別表1

事業者名	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定番号3)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)
募集期間	平成29年8月7日～ 平成29年8月25日	平成29年9月1日～ 平成29年9月25日	平成29年11月1日～ 平成29年11月27日
研修期間	平成29年10月20日～ 平成29年11月29日	平成29年12月11日～ 平成30年1月24日	平成30年2月26日～ 平成30年3月7日

8 受講者の決定及び通知

- ・受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。
- ・お電話、メール等でのお問い合わせには一切お答えできません。
- ・**10月16日(月)までに**受講可否の通知が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。
- ・学則については、当法人の研修ホームページでご確認ください。

【受講者選考について】

- ・受講対象者であっても申し込みが多数となった場合には、以下のとおり優先順位をつけさせていただきます。上位から順番に受講決定させていただきます。

受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、次の順番で優先順位をつけて選考します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

■現任研修の優先順位について

- ① 今年度受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう者
- ② 相談支援従事者初任者研修又は障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者を対象とした相談支援従事者初任者研修の1日課程を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度ごとの末日までの残っている期間が少ない者（あと1年⇒あと2年）

9 受講申込・研修受講のキャンセルについて

- ・受講申込から受講決定の通知までの期間内に受講申込をキャンセルされた場合、お申し込みに係る書類等については、**同封されている返信用封筒を用いて**全て返却いたします。
- ・受講決定の通知以降に研修受講をキャンセルされた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱」に則り、お申し込みに係る書類等を保管いたしますので、返却いたしません。

10 研修の修了及び修了証書

- ・現任研修を修了（修了証書を交付）するためには、講義・演習を全て受講する必要があります。いずれかの講義又は演習を欠席した場合は、修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- ・修了証書の交付については、研修最終日に手渡しにより交付する予定です。
- ※ 10分以上の遅刻または早退、電話使用等の途中退席の場合は欠席とみなします。また、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用等）の場合は、修了証書を交付いたしません。
- ※ その他、虚偽の内容により申し込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 お問い合わせ先

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
（研修事務局）大阪市障害者基幹相談支援センター
電話：06-6622-1205

- ※ 研修に関するお問い合わせは、社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
研修ホームページお問い合わせフォーム
（URL：<http://www.supokyo-kensyu.org/offer>）からお願いいたします。
- ※ 研修に関するお問い合わせは、緊急時を除き、可能な限りメールにてお問い合わせください。
- ※ お電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く9：00～17：00とし、担当者不在の場合はすぐに回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。